

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第69号

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年新潟県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(事務処理の特例) 第28条 条例第3条第36号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 第9条の2第2項又は <u>第11条の2第2項</u> において準用する第3条第2項の規定による変更の届出の受理 (2) 第9条の2第2項又は <u>第11条の2第2項</u> において準用する第3条第3項の規定による廃止の届出の受理	(事務処理の特例) 第28条 条例第3条第36号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 第9条の2第2項又は <u>第9条の3第2項</u> において準用する第3条第2項の規定による変更の届出の受理 (2) 第9条の2第2項又は <u>第9条の3第2項</u> において準用する第3条第3項の規定による廃止の届出の受理

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。